

はじめに

清潔で快適な環境の中で文化的な生活を営むことは、住民すべての願いであり、その中の一つに位置づけされている清掃行政は、住民の生活に一日たりとも欠くことのできない、極めて重要な施策である。

鳴門市（以下「本市」という。）は、ダイオキシン発生防止に係る新ごみ処理ガイドラインに基づき、広域での処理を目指し、平成10年5月に、隣接する藍住町と一部事務組合「鳴門市・藍住町環境施設組合」を設立し、共同でごみを処理する計画を進めてきたが、本市のごみ情勢が一刻の時間的猶予も許されない状況に立ち入ったことから、平成15年6月に組合を解散して、鳴門市単独でごみの処理を行っていくこととなった。

このような状況から、鳴門市・藍住町環境施設組合として平成14年2月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しを行い、新たな計画のもとでごみ行政を進めていく必要性が生じた。

この計画は、長期的なビジョンの基に、ごみの発生から処分まで一貫したごみ処理事業を総合的、かつ計画的に遂行するため、本市におけるごみ処理の現状並びに今後の社会、経済情勢等を踏まえ、今後のごみ処理行政に対する基本的な考え方と、取り組むべき方策について策定したものである。

平成15年11月

鳴門市